

新発田市制度融資のご案内

新発田市経営健全化対策資金に 「東日本大震災特別枠」を新設しました。

この度の東日本大震災の影響により、売上高等が減少し、経営に支障が生じている中小企業の皆様の資金繰りを応援します！

1 制度内容

- (1) 対 象 者 東日本大震災による間接被害等の影響を受け、売上高等が減少している中小企業者 ※条件詳細については、(6) のとおり

(一般的な条件) ※以下の条件も満たしている必要があります。

- 市税を完納している方で、同一事業を6ヶ月以上継続して現在まで営んでいる方。
- 個人営業者の場合は、本市に6ヶ月以上住所のある方。法人では、本市に借入申込時の6ヶ月以前に法人設立・設置届書を出している方。

- (2) 資 金 使 途 運転資金
- (3) 融 資 限 度 額 2,000万円
- (4) 融 資 利 率 1.65% (信保付き)、2.10% (信保なし)
- (5) 融 資 期 間 10年以内 (据え置き1年以内を含む)
- (6) 融 資 条 件 東日本大震災の影響により、原則として最近1か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること
- (7) 取 扱 期 間 平成23年4月11日から平成24年3月31日まで
- (8) 担保・保証人 金融機関と協議のうえ必要により
- (9) 取扱金融機関 市内金融機関
- (10) そ の 他
- ① 通常枠との併用可。ただし、借換資金利用は不可。
 - ② 申込の際に、上記(6)の融資条件を証明する「新発田市経営健全化対策資金融資の地震特別枠適用に係る申出書」又は「中小企業信用保険法第2条第4項第5号(ハ)の規定による認定書」の写しを添付すること。

2 信用保証料

地震特別枠の貸付に必要な保証料について、全額補給します。

(対象融資額) 2,000万円以下 (補給率) 100%

3 問い合わせ先

新発田市産業振興部商工振興課 電話 22-3101 内線1603